

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年 6 月12日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M新興国毎月決算ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成28年12月9日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

&lt;訂正前&gt;

(略)

## (二) ファンドの特色

(略)

各マザーファンドの特徴

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

(g) 円貨に対する為替ヘッジは行いません。

(略)

なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合は、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引（直物為替先渡（NDF）取引\*を含みます。）を行うことがあります。

\*（略）

G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(以下略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

## (二) ファンドの特色

(略)

各マザーファンドの特徴

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(略)

(g) 円貨に対する為替ヘッジは行いません。

(略)

なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合は、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替予約取引（直物為替先渡（NDF）取引\*を含みます。）を行うことがあります。

\*（略）

G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）  
（以下略）

（ 3 ） ファンドの仕組み

< 訂正前 >

（ 略 ）

（ 八 ） 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成28年10月末現在）

（ 略 ）

大株主の状況（平成28年10月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

（ 略 ）

（ 八 ） 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成29年4月末現在）

（ 略 ）

大株主の状況（平成29年4月末現在）

（以下略）

## 2 【投資方針】

（ 1 ） 投資方針

< 訂正前 >

（ 略 ）

（ 口 ） 当ファンドの投資態度

（ 略 ）

### 当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーがJ . P . モルガン・アセット・マネジメントの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。

（ 略 ）

（ 八 ） マザーファンドの投資態度

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

### G I M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（ 略 ）

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引（直物為替先渡（NDF）取引を含みます。）を行うことがあります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、J P M I M 社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）

を行います。JPMIM社の為替部門は、その投資判断に基づき、為替先物予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行います。

GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)  
(以下略)

<訂正後>

(略)

(ロ)当ファンドの投資態度

(略)

当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーがJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替取引担当者またはJFアセット・マネジメント・リミテッド\*(香港法人)の為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。

\* JFアセット・マネジメント・リミテッドは、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

(略)

(ハ)マザーファンドの投資態度

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に外国為替予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行うことがあります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、JPMIM社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断(ヘッジ対象となる通貨を含みます。)を行います。JPMIM社の為替部門は、その投資判断に基づき、外国為替予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行います。

GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(以下略)

(3)運用体制

<訂正前>

(イ)当ファンドの運用体制

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成28年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、

委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

(ロ) マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替ヘッジを行う場合、J P M I M社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、J P M I M社の為替部門が為替先物予約取引(直物為替先渡(N D F)取引を含みます。)を執行します。そのヘッジ状況は、J P M I M社のリスク管理部門によりモニターされます。

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成28年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

J P モルガン・アセット・マネジメント(U K)リミテッドは、前記の投資判断に基づいて、株式の売買を執行します。なお、同社は、株式の売買執行に関し、北米および中南米の取引所において取引される株式についてはJ P M I M社に、また、アジア・オセアニアの取引所において取引される株式についてはJ Fアセット・マネジメント・リミテッド\*(香港法人)に、それぞれその業務を委託する場合があります。

\* J Fアセット・マネジメント・リミテッドは、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成28年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(イ) 当ファンドの運用体制

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門またはJ Fアセット・マネジメント・リミテッドの為替取引担当部門に所属する為替取引担当者が外国為替予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

(ロ) マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、JPMIM社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、JPMIM社の為替部門が外国為替予約取引（直物為替先渡（NDF）取引を含みます。）を執行します。そのヘッジ状況は、JPMIM社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### GIM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（略）

JPMorgan Asset Management (UK) Limitedは、前記の投資判断に基づいて、株式の売買を執行します。なお、同社は、株式の売買執行に関し、北米および中南米の取引所において取引される株式についてはJPMIM社に、また、アジア・オセアニアの取引所において取引される株式についてはJF Asset Management Limitedに、それぞれその業務を委託する場合があります。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

### 3【投資リスク】

#### （1）リスク要因

##### GIM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

##### カントリーリスク

<訂正前>

（略）

##### ・ 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成28年9月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

##### ・ 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」と

いいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(税率は全て平成29年4月末現在)その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

(以下略)

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド(適格機関投資家専用)」の ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点について、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

当マザーファンドは「上海・香港相互株式取引制度」(以下「上海ストックコネクト」といいま  
す。)および「深セン・香港相互株式取引制度」(以下、「深センストックコネクト」といい、上海ス  
tockコネクトと合わせて「ストックコネクト」といいま  
す。)を通じて、中国のA株に投資する場  
合があります。上海ストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、上海証券取引所お  
よび中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。一方、深センストックコネクトは、香港証券取  
引所、香港中央結算有限公司、深セン証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したも  
のです。ストックコネクトは、中国本土と香港から双方向で株式を売買し、決済することができる制度  
です。同制度により、外国の投資家が上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)  
を香港のブローカーを通じて売買することができます。ストックコネクトを通じて中国のA株に投資  
する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) スtockコネクトを通じて購入した中国のA株は、原則としてストックコネクトを通じた売却しか  
できません。また、ストックコネクトを通じて購入する全投資家の1日当たりの総購入額に制限が設  
けられています。さらに、ストックコネクトではすべての売買が中国の通貨である人民元で決済され  
るため、当マザーファンドがストックコネクトを通じて中国のA株を購入した場合、購入代金を人民  
元で手当てする必要がありますが、その手当てが何らかの理由でできないことがあります。これら  
の制約から、当マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (b) スtockコネクトを利用した取引に対応できるブローカーは限られており、結果として当マザー  
ファンドは単独のブローカーしか利用できない可能性があります。これにより、当マザーファンドに  
おける中国のA株の売買執行の質に影響が出ることがあります。
- (c) 現地の法令により、一定の状況においては、投資家が中国のA株の売買で得た利益を返還するよう  
求められる場合があります。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が下落することがあり  
ます。
- (d) 香港中央結算有限公司は、香港市場の参加者(当マザーファンドを含みます。)がストックコネク  
トを通じて行った取引について、清算および決済を行うと共に当該取引を通じて取得する中国のA株  
の名義人となり、またそれらに関連する業務を行います。中国本土の規制は一定の売買制限を含め  
て、ストックコネクトを通じて取引を行うすべての市場参加者に適用されます。ストックコネクトを  
通じて中国のA株を売却しようとする際には、売却取引前にブローカーへ一定の情報を通知する必要  
があります。このような様々な条件や規制がストックコネクトに適用されることにより、当マザー  
ファンドは当初想定したタイミングでの中国のA株の売買ができないことがあります。
- (e) 当マザーファンドがストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行か  
ら保護することを目的として設立されているもの)の対象になりません。したがって、当該取引は取  
引相手方の売買不履行から保護されません。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響  
を受けることがあります。

- (f) ストックコネクトを通じて取得する中国のA株については香港中央結算有限公司が保管業務を行う仕組みとなっていますが、当マザーファンドと香港中央結算有限公司の間に直接の法的関係は生じず、その結果香港中央結算有限公司の債務不履行や破たんによって当マザーファンドが損失を被ったとしても、香港中央結算有限公司に対して直接的に法的な請求をすることはできません。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (g) 上海ストックコネクトは平成26年11月に、深センストックコネクトは平成28年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それが当マザーファンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは(中国本土と香港の)境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、当マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (h) 中国市場は、他の新興市場と同様に、有価証券に関する法的所有権、利益を享受する権利およびその他の権利の概念を確立するための立法の枠組みがようやく整備されようとしている状況にあります。その結果、現地の裁判所は、有価証券の保有者として登録されている名義人や保管銀行が当該有価証券の全ての権利を有しており、当該有価証券の実質的な保有者には一切権利がないと判断したり、また当該有価証券の実質的な保有者はその発行者に対する請求権を制限されると判断する可能性があります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (i) ストックコネクトを通じた取引は、全ての投資家に属するものが包括的にまとめて決済され、当マザーファンドが保有する中国のA株は保管銀行、副保管銀行または決済するブローカーの名義で香港中央結算有限公司に登録されます。これにより、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが効果的に中国のA株を売買することが制限される可能性があり、また当マザーファンドが保管銀行や副保管銀行の信用リスクや、強制収用のリスクにさらされることがあります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (j) ストックコネクトを通じて取得される中国のA株について生じるコーポレートアクション(配当金の決定、新株予約権の発行決定その他の決定についての議決権の行使等)に関しては、香港中央結算有限公司が株主として議決権を行使することになります。その際、香港中央結算有限公司はストックコネクトを通じて中国のA株を購入した投資家に議決権行使についての指図をさせることができますが、当該投資家は、コーポレートアクションの内容を検討し議決権行使についての指図を行うのに十分な時間や機会が得られない可能性があります。これにより、中国のA株のコーポレートアクションについて、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーの意向に沿った議決権行使ができないことがあり、その結果当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (k) ストックコネクトを通じた投資は、香港、上海および深センの証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性があり、保護されない場合には、ブローカーの破たんによる損失を被るリスクがあります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合は、香港中央結算有限公司の責任は、決済機構参加者との契約上、限定的なものとなります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合、香港中央結算有限公司は可能な限りの法的手段または中国証券登記結算有限責任会社の清算を通じて、預託している中国のA株や現金の回収に最善を尽くすと考えられますが、それが行われる保証はなく、また行われたとしても成功するとは限りません。その場合、当マザーファンドは損害を完全に回復できない可能性があり、また保有する中国のA株等の回収手続きは遅延することがあります。これらにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (l) ストックコネクトは、中国・香港双方の株式市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。したがって当マザーファンドにおけるストックコネクトを通じた取引は、ストックコネクトの運営日のみ行われます。これにより、中国市場では通常の取引日であるものの、当マザーファンドでは中国のA株の売買ができない場合があります。その結果として、ストックコネクトでの取引が行えない期間に当マザーファンドにおいて中国のA株に対



する価格変動リスクが発生します。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

- (m) ストックコネクトを通じて中国のA株を取得する外国の投資家には、中国国内の投資家とは異なった費用・手数料が課されており、その費用は類似の投資効果を提供する他の有価証券の取得者に課されるものと比較すると高くなることがあります。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (n) 中国のA株を含む中国の有価証券による利益に対し課税される可能性およびその確度、税法変更の可能性、ならびに遡及して課税される可能性は不確実です。したがって、当該利益に対する課税の決定内容、および中国のA株の購入・売却時期によって、投資家の利益・不利益が左右されます。これにより、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (o) ストックコネクトは比較的新しい制度であり、実際に多数の外国の投資家が参加することにより中国のA株の取引市場がどのような影響を受けるのかは不明です。ストックコネクトは、香港、上海および深センの証券取引所に対し監督官庁から公布された規則の対象となっており、監督官庁が市場の秩序を維持する必要性またはその他の理由があると判断した場合、換金制限、売買停止等の更なる規則および規制が課され、それがストックコネクトに不利に働く可能性があります。将来に渡って香港、上海および深センの証券取引所がストックコネクトを継続させる保証はありません。これにより、当マザーファンドは将来的に中国のA株の売買ができなくなる可能性があり、その結果当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 参考情報

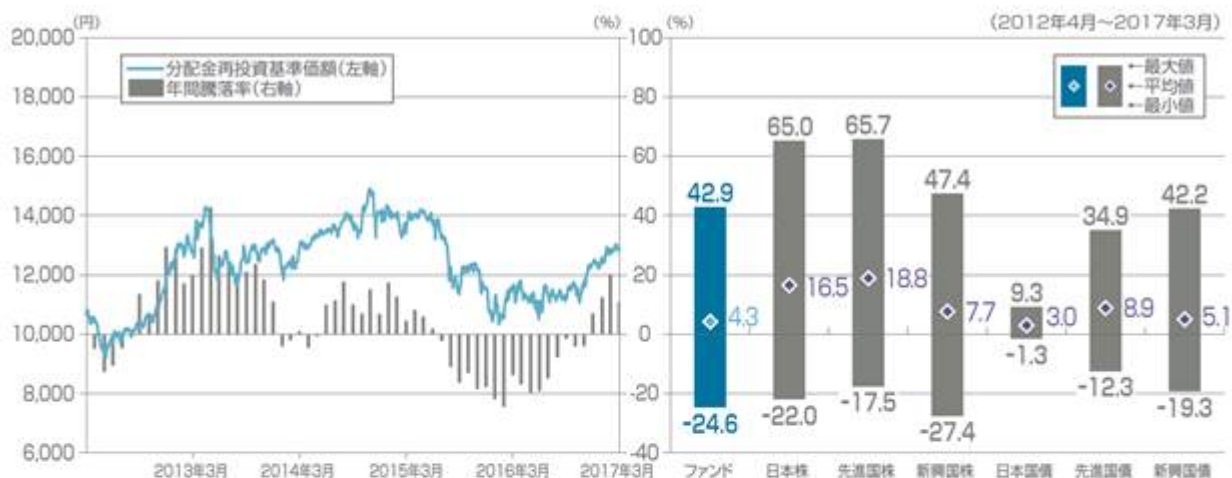
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2012年4月～2017年3月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(円)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## ( 2 ) 投資リスクに関する管理体制

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

## ( ロ ) 各マザーファンドにおけるリスク管理

G I M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

( 略 )

( 平成28年 9 月末現在 )

( 略 )

## 為替ヘッジについてのリスク管理

当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、当マザーファンドにおいて機動的に為替先物予約取引（直物為替先渡（NDF）取引を含みます。）を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

( 略 )

( 平成28年 9 月末現在 )

( 略 )

## その他のリスク管理

各マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないように管理します。

< 当ファンドまたは各マザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

( 略 )

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
( 略 )	( 略 )
当ファンドおよび各マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドおよび各マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
各マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社等の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員員の取引の時期・銘柄が、各マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
各マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。

各マザーファンドの運用担当者(ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等)が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する各マザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の各マザーファンドでの組入れ	委託会社等の役職員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の各マザーファンドにおける行使	各マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
各マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引(クロス取引)	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

< 訂正後 >

(略)

(ロ) 各マザーファンドにおけるリスク管理

G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

(平成29年3月末現在)

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理

当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替リスクをヘッジするために、当マザーファンドにおいて機動的に外国為替予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(略)

(平成29年3月末現在)

(略)

(ハ) その他のリスク管理

各マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう管理します。また、委託会社は、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう、社内ルールを整備して、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々管理します。

< 当ファンドまたは各マザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

(略)

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
--------------------------------	-------------------------

(略)	(略)
当ファンドおよび各マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程等に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドおよび各マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
各マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社等の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程等に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員員の取引の時期・銘柄が、各マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
各マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程等に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程等に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程等にしがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
各マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する各マザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の各マザーファンドでの組入れ	委託会社等の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程等に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の各マザーファンドにおける行使	各マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程等に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程等に沿っているか確認します。
各マザーファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程等によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程等を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程等に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程等にしがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

## 4【手数料等及び税金】

## (5) 課税上の取扱い

## &lt;訂正前&gt;

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成28年10月末現在適用されるものです。

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年4月末現在適用されるものです。

(以下略)

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

## (1) 投資状況

(平成29年4月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	日本	1,769,009,922	71.99
G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	日本	691,885,174	28.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,616,423	0.15
合計(純資産総額)		2,457,278,673	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

## (参考) G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	362,584,388	5.03
	アルゼンチン	222,662,419	3.09
	メキシコ	940,562,664	13.05
	ブラジル	1,713,196,589	23.77
	チリ	44,561,250	0.62
	コロンビア	243,780,955	3.38
	イギリス	28,052,600	0.39
	トルコ	347,004,864	4.81
	ハンガリー	279,413,085	3.88
	ポーランド	616,607,710	8.56
	ロシア	298,856,674	4.15

	マレーシア	333,945,919	4.63
	タイ	154,585,724	2.14
	フィリピン	16,459,059	0.23
	インドネシア	773,121,176	10.73
	南アフリカ	445,952,013	6.19
	小計	6,821,347,089	94.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	385,889,530	5.35
合計(純資産総額)		7,207,236,619	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

### (参考) G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,866,693,545	5.62
	ブラジル	6,012,401,166	18.09
	イギリス	2,685,428,233	8.08
	ロシア	2,987,699,011	8.99
	香港	5,103,480,461	15.35
	インド	6,824,210,837	20.53
	南アフリカ	6,001,313,028	18.06
	小計	31,481,226,281	94.72
オプション証券等	イギリス	1,436,841,629	4.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	319,659,836	0.96
合計(純資産総額)		33,237,727,746	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

### (2) 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

(平成29年4月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド(適格機関投資家専用)	1,211,152,898	1.4650	1,774,436,891	1.4606	1,769,009,922	71.99
2	日本	親投資信託 受益証券	G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)	265,649,904	2.6195	695,874,748	2.6045	691,885,174	28.16

### (参考) G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	ブラジル	国債 証券	BRAZIL 10% JAN21 NTNF	22,040,000	3,591.43	791,551,646	3,654.38	805,427,040	10	2021/1/1	11.18
2	ブラジル	ブラジル	国債 証券	BRAZIL 10% JAN23 NTNF	11,468,000	3,555.36	407,728,733	3,643.33	417,817,437	10	2023/1/1	5.80
3	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 9% MAR29 FR71	35,152,000,000	0.91	322,170,613	0.93	329,198,200	9	2029/3/15	4.57
4	メキシ コ	メキシ コ	国債 証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN22	39,180,000	580.70	227,520,822	586.31	229,717,504	6.5	2022/6/9	3.19
5	ポーラ ンド	ポーラ ンド	国債 証券	POLAND GOVT 5.75% SEP22	6,108,000	3,164.18	193,268,707	3,182.34	194,377,584	5.75	2022/9/23	2.70

6	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 1/L 6% AUG22 NTNB	1,560,000	10,838.20	169,075,939	10,999.50	171,592,316	6	2022/8/15	2.38
7	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN25 NTNF	4,610,000	3,537.98	163,101,197	3,637.66	167,696,234	10	2025/1/1	2.33
8	アルゼンチン	アルゼンチン	国債証券	ARGENTINE GOVT18.2%OCT21	19,270,000	819.13	157,846,940	800.85	154,325,310	18.2	2021/10/3	2.14
9	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN27 NTNF	4,150,000	3,520.39	146,096,342	3,630.44	150,663,562	10	2027/1/1	2.09
10	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN21	25,020,000	584.75	146,305,896	588.89	147,341,496	6.5	2021/6/10	2.04
11	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S. AFRICA 8.875% FEB35 2035	19,086,398	770.95	147,147,912	753.64	143,844,298	8.875	2035/2/28	2.00
12	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND 0% OCT18 1018	5,300,000	2,712.00	143,736,159	2,713.25	143,802,772	0	2018/10/25	2.00
13	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	5,630,000	2,557.20	143,970,495	2,554.18	143,800,852	4.378	2019/11/29	2.00
14	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 8.5% MAY29	21,510,000	642.61	138,227,386	659.12	141,777,063	8.5	2029/5/31	1.97
15	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6% NOV23 23/A	301,930,000	45.89	138,573,416	45.89	138,572,372	6	2023/11/24	1.92
16	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 3% JUN24 24/B	354,800,000	37.82	134,201,223	38.38	136,198,862	3	2024/6/26	1.89
17	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND 1.75% JUL21 0721	5,070,000	2,667.31	135,232,870	2,686.30	136,195,784	1.75	2021/7/25	1.89
18	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% MAY31	21,900,000	602.61	131,973,240	619.52	135,675,261	7.75	2031/5/29	1.88
19	コロンビア	コロンビア	国債証券	COLOMBIA TES 10% JUL24	2,781,300,000	4.55	126,645,895	4.68	130,214,086	10	2024/7/24	1.81
20	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 10% NOV36	16,607,300	730.24	121,273,297	750.72	124,675,435	10	2036/11/20	1.73
21	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.85% DEC25	33,900,000	349.73	118,560,869	353.58	119,864,216	3.85	2025/12/12	1.66
22	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 8.25% JUL21 FR53	12,780,000,000	0.86	110,893,542	0.87	112,332,060	8.25	2021/7/15	1.56
23	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND 5.75% OCT21 1021	3,400,000	3,134.30	106,566,356	3,147.71	107,022,174	5.75	2021/10/25	1.48
24	ロシア	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.05% JAN28 6212	57,300,000	183.42	105,103,674	182.53	104,592,326	7.05	2028/1/19	1.45
25	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 8.375% MAR24 FR70	11,298,000,000	0.87	99,206,110	0.89	101,021,608	8.375	2024/3/15	1.40
26	アメリカ	ペルー	国債証券	PERU GOVT 6.35% AUG28 GDN	2,540,000	3,466.71	88,054,486	3,555.18	90,301,584	6.35	2028/8/12	1.25
27	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S. AFRICA 6.25% MAR36 R209	15,241,256	585.82	89,286,504	569.85	86,853,760	6.25	2036/3/31	1.21
28	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10.7% FEB21	2,830,000	2,935.81	83,083,430	2,953.46	83,583,004	10.7	2021/2/17	1.16
29	アメリカ	インドネシア	国債証券	INDNSA 4.75% JAN26 REGS	670,000	11,692.90	78,342,477	11,847.46	79,377,985	4.75	2026/1/8	1.10
30	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 7.875% APR19 FR69	8,500,000,000	0.85	72,697,338	0.85	72,952,236	7.875	2019/4/15	1.01

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

(参考) G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数 または 券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	224,210	5,939.21	1,331,632,292	5,844.50	1,310,396,130	3.94
2	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	392,600	2,860.83	1,123,161,858	3,258.04	1,279,109,645	3.85
3	ロシア	ロシア	株式	SBERBANK PAO	銀行	3,990,709	309.77	1,236,223,477	314.23	1,254,010,865	3.77
4	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	426,417	2,174.19	927,115,841	2,598.31	1,107,964,621	3.33
5	南アフリカ	南アフリカ	株式	BID CORP LTD	食品・生活必需品小売り	455,880	1,958.50	892,844,673	2,218.43	1,011,342,336	3.04



6	南アフリカ	南アフリカ	株式	NASPERS LIMITED-N SHS	メディア	50,470	17,595.74	888,057,502	19,496.90	984,008,543	2.96
7	アメリカ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	79,840	10,716.22	855,583,252	12,144.75	969,637,295	2.92
8	インド	インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	358,870	2,178.79	781,903,058	2,517.98	903,630,174	2.72
9	ブラジル	ブラジル	株式	LOJAS RENNER S. A.	小売	880,200	837.68	737,328,577	1,005.57	885,106,059	2.66
10	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	5,929,000	141.10	836,612,306	136.80	811,108,544	2.44
11	ロシア	ロシア	株式	MAGNIT PJSC RETAILS FOOD	食品・生活必需品小売り	43,940	18,234.40	801,219,765	18,349.17	806,262,886	2.43
12	ブラジル	ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	保険	744,670	962.71	716,905,425	1,026.11	764,118,844	2.30
13	インド	インド	株式	COAL INDIA LIMITED	エネルギー	1,498,850	537.86	806,175,208	496.82	744,666,151	2.24
14	ブラジル	ブラジル	株式	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA-PREF A	素材	1,460,310	498.35	727,759,216	472.85	690,517,806	2.08
15	インド	インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバコ	1,445,653	444.76	642,972,242	477.13	689,775,258	2.08
16	ブラジル	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	508,279	1,292.47	656,938,307	1,345.96	684,123,203	2.06
17	インド	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	723,050	846.65	612,170,283	882.35	637,983,168	1.92
18	イギリス	中国	オブション証券等	HANGZHOU HIKVISION DIGI (BNP)2019 P-NT CW	-	1,211,340	405.41	491,096,337	523.27	633,864,277	1.91
19	ロシア	ロシア	株式	GAZPROM PAO PJSC	エネルギー	2,492,110	280.80	699,793,460	250.71	624,815,589	1.88
20	インド	インド	株式	TATA CONSULTANCY SERVICES	ソフトウェア・サービス	146,190	4,009.24	586,112,257	4,250.83	621,429,934	1.87
21	南アフリカ	南アフリカ	株式	FIRSTSTRAND LTD	各種金融	1,602,100	420.11	673,064,158	362.43	580,652,307	1.75
22	インド	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	337,120	1,725.52	581,708,870	1,718.50	579,340,720	1.74
23	南アフリカ	南アフリカ	株式	REMGRO LTD	各種金融	341,825	1,793.95	613,219,523	1,651.57	564,549,112	1.70
24	ブラジル	ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	食品・生活必需品小売り	260,910	2,260.50	589,788,203	2,162.74	564,281,850	1.70
25	南アフリカ	南アフリカ	株式	MR PRICE GROUP LIMITED	小売	435,730	1,237.76	539,333,522	1,203.06	524,211,033	1.58
26	イギリス	ロシア	株式	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	エネルギー	36,450	13,483.02	491,456,443	14,374.46	523,949,431	1.58
27	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	504,618	1,014.48	511,927,897	988.35	498,741,875	1.50
28	インド	インド	株式	INDUSIND BANK LIMITED	銀行	199,790	2,135.61	426,674,022	2,471.35	493,751,017	1.49
29	ブラジル	ブラジル	株式	ENGIE BRASIL SA	公益事業	387,250	1,271.06	492,220,745	1,239.70	480,073,825	1.44
30	南アフリカ	南アフリカ	株式	SANLAM LIMITED	保険	897,890	525.85	472,155,457	526.98	473,172,407	1.42

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

### 種類別および業種別投資比率

(平成29年4月10日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.15

(参考) G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	94.65

(参考) G I M・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	外国	エネルギー	13.12
		素材	8.74
		資本財	1.23
		商業・専門サービス	0.63
		自動車・自動車部品	0.63
		耐久消費財・アパレル	1.13
		消費者サービス	0.90
		メディア	2.96
		小売	6.04
		食品・生活必需品小売り	8.09
		食品・飲料・タバコ	3.05
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.95
		銀行	16.78
		各種金融	3.45
		保険	6.16
		不動産	1.48
		ソフトウェア・サービス	12.90
電気通信サービス	2.59		
公益事業	2.89		
小計		94.72	
オプション証券等	-	4.32	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) G I M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	2TNOTE 1706	売建	13	米ドル	2,804,953.19	2,812,875	313,438,661	4.34
	アメリカ	シカゴ商品取引所	10TNOTE 1706	買建	9	米ドル	1,112,210.77	1,123,312.5	125,170,711	1.73
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US ULTRA1706	売建	2	米ドル	311,250	322,500	35,936,175	0.49
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	90DAY EURO\$	売建	25	米ドル	6,112,187.5	6,127,500	682,787,325	9.47

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額については、原則として上記に記載の日に知りうる直近の日に主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成29年4月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成22年3月11日)	2,666	2,687	1.0149	1.0229
第2特定期間末	(平成22年9月13日)	5,809	5,845	0.9677	0.9737
第3特定期間末	(平成23年3月11日)	9,489	9,549	0.9588	0.9648
第4特定期間末	(平成23年9月12日)	11,887	11,968	0.8744	0.8804
第5特定期間末	(平成24年3月12日)	12,381	12,462	0.9171	0.9231
第6特定期間末	(平成24年9月11日)	11,034	11,115	0.8207	0.8267
第7特定期間末	(平成25年3月11日)	9,978	10,075	1.0304	1.0404
第8特定期間末	(平成25年9月11日)	7,134	7,180	0.9285	0.9345
第9特定期間末	(平成26年3月11日)	5,476	5,513	0.8982	0.9042
第10特定期間末	(平成26年9月11日)	4,904	4,935	0.9671	0.9731
第11特定期間末	(平成27年3月11日)	3,923	3,949	0.8895	0.8955
第12特定期間末	(平成27年9月11日)	2,920	2,943	0.7541	0.7601
第13特定期間末	(平成28年3月11日)	2,470	2,486	0.6929	0.6974
第14特定期間末	(平成28年9月12日)	2,260	2,275	0.6673	0.6718
第15特定期間末	(平成29年3月13日)	2,522	2,534	0.7343	0.7378
	平成28年4月末日	2,461	-	0.7097	-
	平成28年5月末日	2,373	-	0.6845	-
	平成28年6月末日	2,287	-	0.6632	-
	平成28年7月末日	2,311	-	0.6759	-
	平成28年8月末日	2,273	-	0.6693	-
	平成28年9月末日	2,240	-	0.6593	-
	平成28年10月末日	2,269	-	0.6775	-
	平成28年11月末日	2,266	-	0.6767	-
	平成28年12月末日	2,344	-	0.7181	-
	平成29年1月末日	2,292	-	0.7196	-
	平成29年2月末日	2,362	-	0.7292	-
	平成29年3月末日	2,501	-	0.7380	-
	平成29年4月10日	2,457	-	0.7302	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものです。

#### 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0180
第2特定期間	0.0350
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360

第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0400
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0360
第12特定期間	0.0360
第13特定期間	0.0285
第14特定期間	0.0270
第15特定期間	0.0210

## 収益率の推移

期	収益率(%)
第1特定期間	3.29
第2特定期間	1.20
第3特定期間	2.80
第4特定期間	5.05
第5特定期間	9.00
第6特定期間	6.59
第7特定期間	30.43
第8特定期間	6.40
第9特定期間	0.61
第10特定期間	11.68
第11特定期間	4.30
第12特定期間	11.17
第13特定期間	4.34
第14特定期間	0.20
第15特定期間	13.19

(注) 収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

## (4) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
第1特定期間	2,710,347,958	83,330,890	2,627,017,068
第2特定期間	4,102,020,925	725,113,793	6,003,924,200
第3特定期間	4,584,736,028	691,062,674	9,897,597,554
第4特定期間	5,470,493,657	1,773,947,052	13,594,144,159
第5特定期間	2,215,401,880	2,309,559,982	13,499,986,057
第6特定期間	1,966,885,541	2,021,576,981	13,445,294,617
第7特定期間	2,186,865,708	5,948,446,260	9,683,714,065
第8特定期間	1,666,857,433	3,666,787,571	7,683,783,927

第9特定期間	523,244,571	2,109,303,559	6,097,724,939
第10特定期間	304,129,465	1,330,317,533	5,071,536,871
第11特定期間	348,436,277	1,009,467,034	4,410,506,114
第12特定期間	193,435,977	731,446,028	3,872,496,063
第13特定期間	156,548,335	464,333,824	3,564,710,574
第14特定期間	195,367,989	372,167,892	3,387,910,671
第15特定期間	564,930,644	517,390,646	3,435,450,669

(注1) 第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

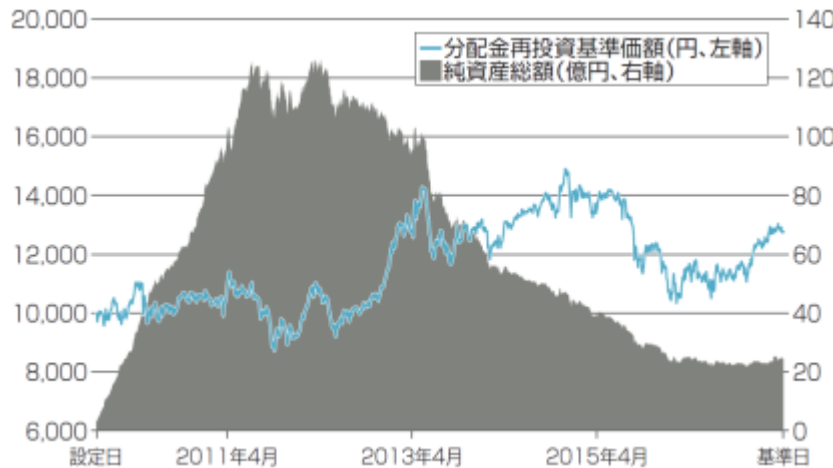
## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2017年4月10日	設定日	2009年10月30日
純資産総額	24億円	決算回数	年12回

## J P M新興国毎月決算ファンド

## 基準価額・純資産の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

\* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
83期	2016年11月	35
84期	2016年12月	35
85期	2017年1月	35
86期	2017年2月	35
87期	2017年3月	35
	設定来累計	4,935

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

## ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	72.0%
G I M・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	28.2%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-0.2%
合計（純資産総額）	100.0%

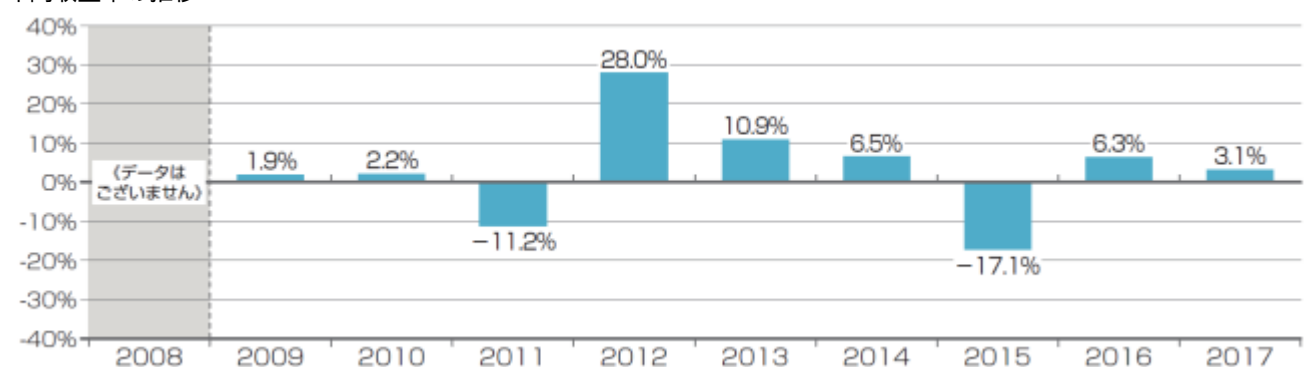
## 国別構成状況

投資国 2	投資比率 3
ブラジル	22.2%
南アフリカ	9.6%
メキシコ	9.4%
インドネシア	8.5%
ロシア	8.3%
その他	38.0%

## 通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
ブラジルレアル	22.2%
南アフリカランド	9.6%
メキシコペソ	9.4%
米ドル	8.7%
インドネシアルピア	7.7%
その他	38.4%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率（%）= {（年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金）÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

\* 2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2017年の年間収益率は前年末営業日から2017年4月10日までのものです。

\* ベンチマークは設定していません。

\* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、J P M新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

## 組入上位銘柄

## G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国*1	通貨	投資比率*2
1	ブラジル国債	国債証券	10.00	2021/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	8.0%
2	ブラジル国債	国債証券	10.00	2023/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	4.2%
3	インドネシア国債	国債証券	9.00	2029/ 3 / 15	インドネシア	インドネシアルピア	3.3%
4	メキシコ国債	国債証券	6.50	2022/ 6 / 9	メキシコ	メキシコペソ	2.3%
5	ポーランド国債	国債証券	5.75	2022/ 9 / 23	ポーランド	ポーランドズロチ	1.9%
6	ブラジル国債	国債証券	6.00	2022/ 8 / 15	ブラジル	ブラジルリアル	1.7%
7	ブラジル国債	国債証券	10.00	2025/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	1.7%
8	アルゼンチン国債	国債証券	18.20	2021/10/ 3	アルゼンチン	アルゼンチンペソ	1.5%
9	ブラジル国債	国債証券	10.00	2027/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルリアル	1.5%
10	メキシコ国債	国債証券	6.50	2021/ 6 / 10	メキシコ	メキシコペソ	1.5%

## G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

順位	銘柄名	種類	投資国*1	通貨	業種	投資比率*2
1	ルクオイル	株式	ロシア	米ドル	エネルギー	1.1%
2	騰訊	株式	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	1.1%
3	スベルバンク・オブ・ロシア	株式	ロシア	米ドル	銀行	1.1%
4	H D F C	株式	インド	インドルピー	銀行	0.9%
5	ビッドコープ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	食品・生活必需品小売り	0.9%
6	ナスパース	株式	南アフリカ	南アフリカランド	メディア	0.8%
7	アリババ・グループ・ホールディング	株式	中国	米ドル	ソフトウェア・サービス	0.8%
8	H D F C銀行	株式	インド	インドルピー	銀行	0.8%
9	ロジャス・レナー	株式	ブラジル	ブラジルリアル	小売	0.7%
10	中国海洋石油	株式	中国	香港ドル	エネルギー	0.7%

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間（平成28年9月13日から平成29年3月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

## 【JPM新興国毎月決算ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成28年9月12日現在)	当期 (平成29年3月13日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,279,653,027	2,509,500,526
未収入金	520,413	32,105,351
流動資産合計	2,280,173,440	2,541,605,877
資産合計	2,280,173,440	2,541,605,877
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,245,598	12,024,077
未払解約金	520,413	3,505,351
未払受託者報酬	88,239	83,973
未払委託者報酬	3,613,546	3,438,909
その他未払費用	42,008	39,976
流動負債合計	19,509,804	19,092,286
負債合計	19,509,804	19,092,286
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 3,387,910,671	1 3,435,450,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	2 1,127,247,035	2 912,937,078
(分配準備積立金)	95,673,268	69,690,564
元本等合計	2,260,663,636	2,522,513,591
純資産合計	2,260,663,636	2,522,513,591
負債純資産合計	2,280,173,440	2,541,605,877

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前期 (自 平成28年 3月12日 至 平成28年 9月12日)	当期 (自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日)
営業収益		
有価証券売買等損益	27,302,435	313,953,062
営業収益合計	27,302,435	313,953,062
営業費用		
受託者報酬	542,227	521,374
委託者報酬	1 22,205,291	1 21,351,585
その他費用	258,139	248,208
営業費用合計	23,005,657	22,121,167
営業利益又は営業損失( )	4,296,778	291,831,895
経常利益又は経常損失( )	4,296,778	291,831,895
当期純利益又は当期純損失( )	4,296,778	291,831,895
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,560,240	2,392,899
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,094,675,683	1,127,247,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	120,696,193	156,169,866
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	120,696,193	156,169,866
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,779,021	161,593,126
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,779,021	161,593,126
分配金	2 93,225,062	2 69,705,779
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,127,247,035	912,937,078

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成28年9月11日が休日のため、信託約款第34条により、第14特定期間末日を平成28年9月12日としております。また、平成29年3月11日および平成29年3月12日が休日のため、第15特定期間末日を平成29年3月13日としております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成28年9月12日現在)	当期 (平成29年3月13日現在)
1 期首元本額	3,564,710,574円	3,387,910,671円
期中追加設定元本額	195,367,989円	564,930,644円
期中一部解約元本額	372,167,892円	517,390,646円
2 元本の欠損	1,127,247,035円	912,937,078円
受益権の総数	3,387,910,671口	3,435,450,669口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.6673円 (6,673円)	0.7343円 (7,343円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成28年3月12日 至 平成28年9月12日)	当期 (自 平成28年9月13日 至 平成29年3月13日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	J P M 新興国毎月決算ファンド 純資産総額に年率0.05%を乗じて得た額  G I M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額  G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.50%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額	J P M 新興国毎月決算ファンド 同左  G I M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左  G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左

	上記それぞれに算出した額の 合計額	上記それぞれに算出した額の 合計額
2 分配金の計算過程		
	(自 平成28年 3月12日 至 平成28年 4月11日)	(自 平成28年 9月13日 至 平成28年10月11日)
費用控除後の配当等収益額	6,429,177円	7,019,738円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	466,558,475円	454,771,713円
分配準備積立金額	147,499,268円	95,254,974円
当ファンドの分配対象収益額	620,486,920円	557,046,425円
当ファンドの期末残存口数	3,532,561,425口	3,392,756,879口
1万口当たり収益分配対象額	1,756.47円	1,641.86円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,896,526円	11,874,649円
	(自 平成28年 4月12日 至 平成28年 5月11日)	(自 平成28年10月12日 至 平成28年11月11日)
費用控除後の配当等収益額	7,843,968円	3,946,040円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	458,891,001円	450,608,573円
分配準備積立金額	134,401,448円	86,531,341円
当ファンドの分配対象収益額	601,136,417円	541,085,954円
当ファンドの期末残存口数	3,466,070,984口	3,341,397,533口
1万口当たり収益分配対象額	1,734.34円	1,619.34円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,597,319円	11,694,891円
	(自 平成28年 5月12日 至 平成28年 6月13日)	(自 平成28年11月12日 至 平成28年12月12日)
費用控除後の配当等収益額	4,062,748円	6,735,001円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	459,148,878円	449,583,849円
分配準備積立金額	125,333,193円	77,848,968円
当ファンドの分配対象収益額	588,544,819円	534,167,818円
当ファンドの期末残存口数	3,459,456,095口	3,328,723,548口
1万口当たり収益分配対象額	1,701.26円	1,604.72円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,567,552円	11,650,532円
	(自 平成28年 6月14日 至 平成28年 7月11日)	(自 平成28年12月13日 至 平成29年 1月11日)
費用控除後の配当等収益額	18,988,464円	24,346,398円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	456,124,200円	438,393,499円
分配準備積立金額	112,202,370円	70,652,080円
当ファンドの分配対象収益額	587,315,034円	533,391,977円
当ファンドの期末残存口数	3,430,846,227口	3,242,272,866口

1万口当たり収益分配対象額	1,711.86円	1,645.11円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,438,808円	11,347,955円
	(自 平成28年7月12日 至 平成28年8月12日)	(自 平成29年1月12日 至 平成29年2月13日)
費用控除後の配当等収益額	9,605,627円	6,455,697円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	459,571,143円	430,873,250円
分配準備積立金額	113,892,689円	80,548,924円
当ファンドの分配対象収益額	583,069,459円	517,877,871円
当ファンドの期末残存口数	3,439,835,392口	3,175,335,869口
1万口当たり収益分配対象額	1,695.05円	1,630.93円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,479,259円	11,113,675円
	(自 平成28年8月13日 至 平成28年9月12日)	(自 平成29年2月14日 至 平成29年3月13日)
費用控除後の配当等収益額	5,329,784円	7,635,874円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	453,541,479円	474,569,373円
分配準備積立金額	105,589,082円	74,078,767円
当ファンドの分配対象収益額	564,460,345円	556,284,014円
当ファンドの期末残存口数	3,387,910,671口	3,435,450,669口
1万口当たり収益分配対象額	1,666.10円	1,619.24円
1万口当たり分配金額	45.00円	35.00円
収益分配金金額	15,245,598円	12,024,077円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) G I M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

## 金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期 （平成28年9月12日現在）	当期 （平成29年3月13日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	29,305,690	27,546,487
合計	29,305,690	27,546,487

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表（平成29年3月13日現在）

## （イ）株式

該当事項はありません。

## （ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファ ンド（適格機関投資家専用）	1,256,805,689	1,842,225,778	
		G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適 格機関投資家専用）	254,830,914	667,274,748	
合計			1,511,636,603	2,509,500,526	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「G I M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		133,506,134	313,606,144
コール・ローン		1,054,664	134,599,834
国債証券		7,024,967,758	6,872,870,121
派生商品評価勘定		13,005,574	6,220,344
未収入金		39,506,033	137,386,895
未収利息		85,432,374	82,750,453
前払費用		13,774,810	12,914,266
差入委託証拠金		3,896,102	9,093,056
流動資産合計		7,315,143,449	7,569,441,113
資産合計		7,315,143,449	7,569,441,113
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		17,599,297	7,976,610
未払金		24,542,670	66,742,959
未払解約金		773,002	32,476,096
未払利息		2	331
流動負債合計		42,914,971	107,195,996
負債合計		42,914,971	107,195,996
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,596,214,818	5,091,048,435
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,676,013,660	2,371,196,682
元本等合計		7,272,228,478	7,462,245,117
純資産合計		7,272,228,478	7,462,245,117
負債純資産合計		7,315,143,449	7,569,441,113

（注）「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの特定期間と異なります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
--	-----------



1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>(1)デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区分	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
1期首元本額	6,535,416,483円	5,596,214,818円
期中追加設定元本額	232,873,848円	436,781,826円
期中解約元本額	1,172,075,513円	941,948,209円
元本の内訳（注）		
JPMグローバル債券3分散ファンド （毎月決算型）	739,467,490円	673,017,431円
GIM新興国現地通貨ソブリン・ファン ドF（適格機関投資家専用）	3,531,781,942円	3,161,225,315円
JPM資産分散ファンド	1,482,539円	-円
JPM新興国毎月決算ファンド	1,323,482,847円	1,256,805,689円
合計	5,596,214,818円	5,091,048,435円
受益権の総数	5,596,214,818口	5,091,048,435口
1口当たりの純資産額	1.2995円	1.4658円
（1万口当たりの純資産額）	（12,995円）	（14,658円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利先物取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、債券関連では将来の債券の価格変動リスクを回避し、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的、金利関連では金利変動リスクを回避し、効率的な運用に資することを目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
--	------

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	220,746,441	13,526,383
合計	220,746,441	13,526,383

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (債券関連)

区分	種類	(平成28年9月12日現在)				(平成29年3月13日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	-	-	-	-	185,346,398	-	183,620,510	1,725,888
	売建	-	-	-	-	396,127,213	-	393,705,229	2,421,984
合計					581,473,611	-	577,325,739	696,096	

## (注) 1. 先物取引の時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (通貨関連)

区分	種類	(平成28年9月12日現在)				(平成29年3月13日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)

市場取引以外の取引	為替予約取引									
	買建									
	アメリカドル	526,302,673	-	519,092,090	7,210,583	362,084,118	-	362,301,704	217,586	
	メキシコペソ	232,296,695	-	227,333,694	4,963,001	177,012,045	-	176,840,195	171,850	
	ブラジルリアル	24,394,025	-	24,542,669	148,644	-	-	-	-	
	トルコリラ	10,296,465	-	10,161,055	135,410	85,831,032	-	85,661,303	169,729	
	ハンガリーフォリント	-	-	-	-	68,391,267	-	68,173,717	217,550	
	ポーランドズロチ	163,545,464	-	162,772,061	773,403	215,431,487	-	215,858,958	427,471	
	南アフリカランド	89,883,017	-	87,720,814	2,162,203	172,481,739	-	171,139,072	1,342,667	
	売建									
	アメリカドル	545,415,666	-	541,754,872	3,660,794	719,147,570	-	720,384,399	1,236,829	
	メキシコペソ	11,771,327	-	11,472,237	299,090	13,444,829	-	13,731,397	286,568	
	トルコリラ	121,518,893	-	116,681,632	4,837,261	-	-	-	-	
	ハンガリーフォリント	267,688,810	-	267,824,023	135,213	68,086,695	-	68,121,504	34,809	
	ポーランドズロチ	65,981,770	-	65,965,872	15,898	280,552,594	-	281,266,448	713,854	
	南アフリカランド	59,341,873	-	57,517,470	1,824,403	-	-	-	-	
合計		2,118,436,678	-	2,092,838,489	4,593,723	2,162,463,376	-	2,163,478,697	3,528,799	

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (金利関連)

区分	種類	(平成28年9月12日現在)				(平成29年3月13日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引 売建	-	-	-	-	702,949,568	702,949,568	701,873,131	1,076,437
合計		-	-	-	-	702,949,568	702,949,568	701,873,131	1,076,437

(注) 1. 先物取引の時価の算定方法

金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような仲値が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年3月13日現在）

#### (イ) 株式

該当事項はありません。

#### (ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	アメリカドル	INDNSA 4.75% JAN26 REGS		670,000.00	699,057.90			
		NIGERIA7.875% FEB32 REGS		500,000.00	515,940.00			
	計	銘柄数：	2	1,170,000.00	1,214,997.90			
					(139,506,058)			
		組入時価比率：	1.9%		2.0%			
	アルゼンチンペソ	ARGENTINE GOVT 16% OCT23		3,800,000.00	4,296,698.00			
		ARGENTINE GOVT15.5%OCT26		4,300,000.00	4,967,919.00			
		ARGENTINE GOVT18.2%OCT21		9,870,000.00	11,573,956.80			
	計	銘柄数：	3	17,970,000.00	20,838,573.80			
					(154,622,217)			
		組入時価比率：	2.1%		2.2%			
	メキシコペソ	MEXICO GOVT 10% DEC24		3,836,600.00	4,437,181.36			
		MEXICO GOVT 10% NOV36		16,607,300.00	20,258,414.90			
		MEXICO GOVT 5.75% MAR26		5,500,000.00	4,908,750.00			
		MEXICO GOVT 6.5% JUN21		25,020,000.00	24,446,291.40			
		MEXICO GOVT 6.5% JUN22		39,180,000.00	38,028,499.80			
		MEXICO GOVT 7.5% JUN27		4,400,000.00	4,403,652.00			
		MEXICO GOVT 7.75% MAY31		32,900,000.00	33,108,257.00			
		MEXICO GOVT 8.5% MAY29		21,510,000.00	23,085,392.40			
		MEXICO GOVT 8.5% NOV38		2,100,000.00	2,247,861.00			
		MEXICO GOVT 8% DEC23		7,000,000.00	7,273,700.00			
		MEXICO I/L 4% NOV40		530,000.00	3,140,036.51			
			計	銘柄数：	11	158,583,900.00	165,338,036.37	
							(967,227,512)	
				組入時価比率：	13.0%		14.1%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 0% JAN19 LTN		1,740,000.00	1,476,849.36			
		BRAZIL 10% JAN21 NTN		22,040,000.00	22,501,627.80			
		BRAZIL 10% JAN23 NTN		11,468,000.00	11,605,879.76			
		BRAZIL 10% JAN25 NTN		4,610,000.00	4,651,752.77			
		BRAZIL 10% JAN27 NTN		5,500,000.00	5,527,753.00			
		BRAZIL I/L 6% AUG22 NTNB		1,560,000.00	4,799,706.60			
	計	銘柄数：	6	46,918,000.00	50,563,569.29			
					(1,847,592,821)			
		組入時価比率：	24.8%		26.9%			
	コロンビアペソ	COLOMBIA 6% APR28 GDN		150,000,000.00	137,031,000.00			
		COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		1,292,000,000.00	1,595,439,120.00			
		COLOMBIA GOVT4.375%MAR23		475,000,000.00	426,611,750.00			
		COLOMBIA GOVT7.75% APR21		520,000,000.00	544,216,400.00			
		COLOMBIA TES 10% JUL24		2,781,300,000.00	3,266,414,346.00			
		COLOMBIA TES 5% NOV18		1,320,000,000.00	1,295,144,400.00			
		COLOMBIA TES 6% APR28		300,000,000.00	272,526,000.00			
		COLOMBIA TES 7.75% SEP30		2,290,000,000.00	2,391,034,800.00			
	計	銘柄数：	8	9,128,300,000.00	9,928,417,816.00			
					(382,244,085)			
		組入時価比率：	5.1%		5.6%			
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT 6.9% AUG37 GDN		800,000.00	814,056.00			
		PERU GOVT6.35% AUG28 GDN		2,540,000.00	2,566,771.60			
		PERU GOVT6.95% AUG31 GDN		1,495,000.00	1,561,691.95			
	計	銘柄数：	3	4,835,000.00	4,942,519.55			
					(172,839,908)			
		組入時価比率：	2.3%		2.5%			
	トルコリラ	TURKEY GOVT 10.6% FEB26		630,000.00	614,810.70			
		TURKEY GOVT 10.7% FEB21		2,830,000.00	2,780,390.10			
		TURKEY GOVT 8.5% SEP22		1,321,507.00	1,177,608.10			
		TURKEY GOVT 8.8% SEP23		2,510,000.00	2,241,254.30			

		TURKEY GOVT 8% MAR25		1,032,194.00	867,001.67
		TURKEY GOVT 9.2% SEP21		1,064,426.00	987,031.57
		TURKEY GOVT 9.4% JUL20		1,500,000.00	1,420,305.00
		TURKEY I/L 3% FEB22		940,200.00	1,407,987.29
計		銘柄数:	8	11,828,327.00	11,496,388.73
					(353,169,061)
		組入時価比率:	4.7%		5.1%
ハンガリーフォリント		HUNGARY 3% JUN24 24/B		254,800,000.00	251,250,636.00
		HUNGARY 5.5% JUN25 25/B		10,430,000.00	11,977,707.70
計		銘柄数:	2	265,230,000.00	263,228,343.70
					(103,132,865)
		組入時価比率:	1.4%		1.5%
ポーランドズロチ		POLAND 1.75% JUL21 0721		5,070,000.00	4,835,259.00
		POLAND 5.75% OCT21 1021		3,400,000.00	3,811,910.00
		POLAND GOVT 5.75% SEP22		6,108,000.00	6,908,148.00
計		銘柄数:	3	14,578,000.00	15,555,317.00
					(440,215,471)
		組入時価比率:	5.9%		6.4%
ロシアルーブル		RUSSIA 7.6% APR21 6205		14,250,000.00	13,986,375.00
		RUSSIA 7.6% JUL22 6209		156,600,000.00	153,136,008.00
		RUSSIA 7.75% SEP26 6219		29,218,000.00	28,516,768.00
		RUSSIA 7% AUG23 6215		29,600,000.00	28,030,904.00
		RUSSIA 7% JAN23 6211		15,000,000.00	14,212,200.00
計		銘柄数:	5	244,668,000.00	237,882,255.00
					(461,491,574)
		組入時価比率:	6.2%		6.7%
マレーシアリングgit		MALAYSIA 3.48% MAR23		800,000.00	769,832.00
		MALAYSIA 3.492% MAR20		800,000.00	794,488.00
		MALAYSIA 3.8% AUG23		2,500,000.00	2,453,675.00
		MALAYSIA 4.048% SEP21		126,000.00	126,965.16
		MALAYSIA 4.07% SEP26		869,000.00	851,289.78
		MALAYSIA 4.16% JUL21		1,300,000.00	1,316,406.00
		MALAYSIA 4.232% JUN31		872,000.00	837,582.16
		MALAYSIA 4.378% NOV19		5,630,000.00	5,732,860.10
		MALAYSIA 4.786% OCT35		400,000.00	396,000.00
計		銘柄数:	9	13,297,000.00	13,279,098.20
					(342,600,733)
		組入時価比率:	4.6%		5.0%
タイバーツ		THAI GOVT 3.58% DEC27		834,000.00	874,298.88
		THAI GOVT 3.625% JUN23		8,550,000.00	9,126,099.00
		THAI GOVT 3.85% DEC25		33,900,000.00	36,857,097.00
		THAI GOVT 3.875% JUN19		18,800,000.00	19,711,048.00
		THAI GOVT 4.875% JUN29		579,000.00	682,548.36
計		銘柄数:	5	62,663,000.00	67,251,091.24
					(218,566,046)
		組入時価比率:	2.9%		3.2%
フィリピンペソ		PHIL GOVT 8% JUL31 2017		5,600,000.00	7,314,664.00
計		銘柄数:	1	5,600,000.00	7,314,664.00
					(16,677,433)
		組入時価比率:	0.2%		0.2%
インドネシアルピア		INDON 10.5% AUG30 FR52		1,370,000,000.00	1,650,439,000.00
		INDON 12.8% JUN21 FR34		3,310,000,000.00	3,966,803,300.00
		INDON 7.875% APR19 FR69		8,500,000,000.00	8,655,635,000.00
		INDON 8.25% JUL21 FR53		12,780,000,000.00	13,195,477,800.00
		INDON 8.25% MAY36 FR72		3,203,000,000.00	3,258,956,410.00
		INDON 8.375% MAR24 FR70		11,298,000,000.00	11,788,220,220.00
		INDON 8.375% MAR34 FR68		4,241,000,000.00	4,349,696,830.00

		INDON 8.75% MAY31 FR73		8,430,000,000.00	9,053,314,200.00
		INDON 9% MAR29 FR71		35,152,000,000.00	38,145,544,320.00
	計	銘柄数：	9	88,284,000,000.00	94,064,087,080.00
					(808,951,148)
		組入時価比率：	10.8%		11.8%
	南アフリカランド	S.AFRICA 8.5% JAN37 2037		8,550,000.00	7,821,112.50
		S.AFRICA 9% JAN40 2040		1,992,410.00	1,906,298.03
		S.AFRICA10.5% DEC26 R186		3,121,667.00	3,486,870.82
		S.AFRICA6.25% MAR36 R209		15,241,256.00	11,068,657.33
		S.AFRICA7.75% FEB23 2023		1,960,000.00	1,916,664.40
		S.AFRICA8.25% MAR32 2032		2,350,000.00	2,167,264.00
		S.AFRICA8.75% FEB48 2048		7,010,336.00	6,494,585.58
		S.AFRICA8.75% JAN44 2044		3,805,030.00	3,531,448.34
		S.AFRICA8.875%FEB35 2035		15,603,169.00	14,944,247.17
	計	銘柄数：	9	59,633,868.00	53,337,148.17
					(464,033,189)
		組入時価比率：	6.2%		6.8%
	小計				6,872,870,121
					(6,872,870,121)
	合計				6,872,870,121
					(6,872,870,121)

(注) 各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		729,233,435	280,890,671
コール・ローン		63,173,347	84,708,924
株式		28,534,941,364	31,797,574,781
オプション証券等		842,421,699	1,460,073,933
未収入金		238,108,688	-
未収配当金		28,721,894	24,531,221
流動資産合計		30,436,600,427	33,647,779,530
資産合計		30,436,600,427	33,647,779,530
負債の部			

流動負債			
前受金		1	-
派生商品評価勘定		667,809	-
未払金		299,825,138	-
未払解約金		72,882,646	140,059,403
未払利息		164	208
流動負債合計		373,375,758	140,059,611
負債合計		373,375,758	140,059,611
純資産の部			
元本等			
元本	1	13,685,595,142	12,796,545,937
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		16,377,629,527	20,711,173,982
元本等合計		30,063,224,669	33,507,719,919
純資産合計		30,063,224,669	33,507,719,919
負債純資産合計		30,436,600,427	33,647,779,530

(注) 「GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日まで(計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで)であり、当ファンドの特定期間と異なります。



## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式およびオプション証券等 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

区分	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
1期首元本額	14,357,626,064円	13,685,595,142円
期中追加設定元本額	313,674,966円	871,006,826円
期中解約元本額	985,705,888円	1,760,056,031円
元本の内訳（注）		
JPM・BRICS5・ファンド	11,719,578,697円	11,046,038,157円
GIM・BRICS5・ファンド（適格機関投資家転売制限付）	322,105,278円	293,862,754円
GIM・BRICS5・ファンドVA（適格機関投資家専用）	1,389,080,253円	1,201,814,112円
JPM新興国毎月決算ファンド	254,830,914円	254,830,914円
合 計	13,685,595,142円	12,796,545,937円
受益権の総数	13,685,595,142口	12,796,545,937口
1口当たりの純資産額	2.1967円	2.6185円
(1万口当たりの純資産額)	(21,967円)	(26,185円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
--	-----------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、オプション証券等およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 平成28年9月12日現在、「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 平成29年3月13日現在、該当事項はありません。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(平成28年9月12日現在)	(平成29年3月13日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	5,770,089,250	663,952,757
オプション証券等	85,773,805	159,341,780
合計	5,855,863,055	823,294,537

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成28年9月12日現在）				（平成29年3月13日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	62,903,722	-	62,760,626	143,096	-	-	-	-
	ブラジルレアル	71,674,406	-	71,394,962	279,444	-	-	-	-
	売建 アメリカドル	71,674,406	-	71,919,675	245,269	-	-	-	-
合計		206,252,534	-	206,075,263	667,809	-	-	-	-

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。  
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
  - （2）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
  - 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年3月13日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考	
アメリカドル	GAZPROM PAO PJSC	2,492,110	2.18	5,432,799.80		
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	224,210	51.49	11,544,572.90		
	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	36,450	121.50	4,428,675.00		
	ALROSA PAO	1,752,060	1.46	2,558,007.60		
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	241,580	15.00	3,623,700.00		
	PHOSAGRO PAO-GDR REG S	175,680	13.45	2,362,896.00		
	SEVERSTAL PAO-GDR REG S	157,830	13.80	2,178,054.00		
	JD COM INC-ADR	47,600	31.06	1,478,456.00		
	VIPSHOP HOLDINGS LTD-ADR	99,100	13.02	1,290,282.00		
	MAGNIT PJSC RETAILS FOOD	43,940	155.22	6,820,366.80		
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	85,190	28.41	2,420,247.90		
	SBERBANK PAO	3,990,709	2.67	10,655,193.03		
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	79,840	103.39	8,254,657.60		
	QIWI PLC-SPONSORED ADR	92,880	15.48	1,437,782.40		
	小計	銘柄数：	14		64,485,691.03	
					(7,404,247,044)	
	組入時価比率：	22.1%		23.3%		
ブラジルレアル	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA-PREF A	2,218,210	12.96	28,748,001.60		

	WEG SA	675,570	17.35	11,721,139.50	
	VALID SOLUCOES SA	254,530	25.42	6,470,152.60	
	AREZZO & CO	336,020	31.18	10,477,103.60	
	LOJAS RENNER S.A.	880,200	26.24	23,096,448.00	
	RAIA DROGASIL SA	260,910	57.81	15,083,207.10	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	625,039	39.12	24,451,525.68	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	744,670	28.99	21,587,983.30	
	LPS BRASIL CONSULTORIA DE IMOVEIS SA	857,490	3.94	3,378,510.60	
	CIELO SA	456,460	27.00	12,324,420.00	
	ENGIE BRASIL SA	256,420	35.84	9,190,092.80	
小計	銘柄数 :	11		166,528,584.78	
				(6,084,954,487)	
	組入時価比率 :	18.2%		19.1%	
香港ドル	CNOOC LTD	4,891,000	8.83	43,187,530.00	
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE HOLDINGS LTD	1,118,000	13.14	14,690,520.00	
	SANDS CHINA LTD	686,800	33.80	23,213,840.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	2,801,840	6.05	16,951,132.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	850,672	20.75	17,651,444.00	
	PICC PROPERTY AND CASUALTY COMPANY LTD-H	2,136,000	12.14	25,931,040.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	395,000	41.45	16,372,750.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	1,076,000	24.05	25,877,800.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	392,600	212.40	83,388,240.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LIMITED	2,300,000	9.55	21,965,000.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	694,000	26.30	18,252,200.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	1,650,000	14.16	23,364,000.00	
小計	銘柄数 :	12		330,845,496.00	
				(4,893,204,885)	
	組入時価比率 :	14.6%		15.4%	
インドルピー	COAL INDIA LIMITED	1,498,850	316.30	474,086,255.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	216,850	1,278.00	277,134,300.00	
	SUPREME INDUSTRIES LIMITED	105,080	1,046.55	109,971,474.00	
	ITC LIMITED	1,445,653	263.45	380,857,282.85	
	LUPIN LIMITED	116,300	1,447.10	168,297,730.00	
	AXIS BANK LIMITED	723,050	515.90	373,021,495.00	
	HDFC BANK LTD	358,870	1,400.10	502,453,887.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	426,417	1,373.80	585,811,674.60	
	INDUSIND BANK LIMITED	199,790	1,335.75	266,869,492.50	
	INFOSYS LIMITED	221,480	1,018.20	225,510,936.00	
	TATA CONSULTANCY SERVICES	146,190	2,542.25	371,651,527.50	
	TECH MAHINDRA LTD	261,490	475.80	124,416,942.00	
小計	銘柄数 :	12		3,860,082,996.45	
				(6,716,544,413)	
	組入時価比率 :	20.0%		21.1%	
南アフリカランド	SASOL LTD	116,700	364.00	42,478,800.00	
	NASPERS LIMITED-N SHS	50,470	2,165.00	109,267,550.00	
	MR PRICE GROUP LIMITED	435,730	171.35	74,662,335.50	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LIMITED	519,730	70.91	36,854,054.30	
	BID CORP LTD	455,880	265.65	121,104,522.00	
	AVI LTD	415,480	98.00	40,717,040.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LIMITED	158,690	274.98	43,636,576.20	
	FIRSTRAND LTD	1,602,100	51.22	82,059,562.00	
	REMGRO LTD	341,825	222.23	75,963,769.75	
	SANLAM LIMITED	1,172,630	69.50	81,497,785.00	

	MTN GROUP LTD	504,618	122.30	61,714,781.40	
小計	銘柄数:	11		769,956,776.15	
				(6,698,623,952)	
	組入時価比率:	20.0%		21.1%	
合計				31,797,574,781	
				(31,797,574,781)	

(注) 各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

### (ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
オプション証券等	アメリカドル	CHONGQING CHANGAN AUTOM(UBS) 2018 P-NT CW		996,890.00	2,233,930.80	
		HANGZHOU HIKVISION DIGI (BNP) 2019 P-NT CW		1,211,340.00	5,177,388.29	
		HANGZHOU ROBAM(UBS)2017 P-NT CW		253,685.00	1,634,999.82	
		MIDEA GROUP(UBS)2018 P-NT CW		741,300.00	3,669,879.78	
	計	銘柄数:	4	3,203,215.00	12,716,198.69	
					(1,460,073,933)	
		組入時価比率:	4.4%		100.0%	
	小計				1,460,073,933	
					(1,460,073,933)	
	合計				1,460,073,933	
					(1,460,073,933)	

(注) 各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成29年4月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,462,126,376	円
負債総額	4,847,703	円
純資産総額( - )	2,457,278,673	円
発行済口数	3,365,337,766	口
1口当たり純資産額( / )	0.7302	円

(参考) G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	7,447,142,619	円
負債総額	239,906,000	円
純資産総額( - )	7,207,236,619	円
発行済口数	4,934,282,008	口
1口当たり純資産額( / )	1.4606	円

(参考) G I M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成29年4月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	33,287,336,095	円
負債総額	49,608,349	円
純資産総額( - )	33,237,727,746	円
発行済口数	12,761,507,971	口
1口当たり純資産額( / )	2.6045	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成29年4月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

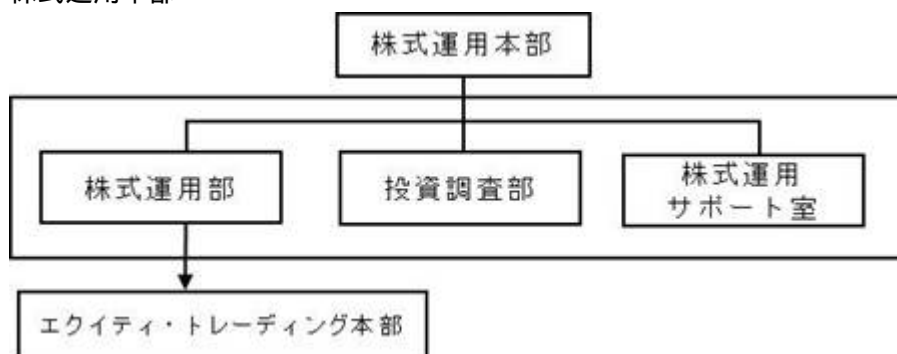
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部および株式運用サポート室で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

## （ロ）債券運用部

債券運用部は、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

## &lt; 訂正前 &gt;

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成28年10月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	73	609,710
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	61	2,059,011
総合計	134	2,668,721
親投資信託	57	

（注）百万円未満は四捨五入

## &lt; 訂正後 &gt;

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成29年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	74	675,235
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	2,668,356
総合計	137	3,343,591
親投資信託	56	-

（注）百万円未満は四捨五入



### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた監査法人により監査を受けております。

なお、あらた監査法人は平成27年7月1日付をもって、名称をP w Cあらた監査法人に変更しております。

#### <訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた監査法人により監査を受けております。

また、第27期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、P w Cあらた監査法人は平成28年7月1日付をもって、名称をP w Cあらた有限責任監査法人に変更しております。

原届出書「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			10,094,984	
前払費用			116,250	
未収入金			7,979	
未収委託者報酬			2,145,846	
未収収益			1,539,462	
関係会社短期貸付金			4,395,000	
繰延税金資産			414,740	
その他			113,576	
流動資産計			18,827,839	93.9
固定資産				
投資その他の資産			1,224,764	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		431,529		
敷金保証金		567,845		
繰延税金資産		103,963		
前払年金費用		41,925		
その他		19,500		
固定資産計			1,224,764	6.1
資産合計			20,052,604	100.0

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			105,652	
未払金			1,790,359	
未払手数料		1,018,265		
その他未払金	1	772,093		
未払費用			700,422	
未払法人税等			293,618	
賞与引当金			989,074	
流動負債計			3,879,128	19.3
固定負債				
長期未払金			257,957	
賞与引当金			595,077	
役員賞与引当金			185,128	
固定負債計			1,038,163	5.2
負債合計			4,917,292	24.5

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,941,656	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,907,979		
株主資本計			15,159,656	75.6
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			24,344	
評価・換算差額等計			24,344	0.1
純資産合計			15,135,312	75.5
負債・純資産合計			20,052,604	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,230,257	
運用受託報酬			2,908,954	
業務受託報酬			444,231	
その他			231,585	
営業収益計			8,815,029	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			3,680,576	
支払手数料		2,416,553		
調査費		943,058		
その他営業費用		320,964		
一般管理費			5,613,404	
営業費用・一般管理費計			9,293,980	105.4
営業損失			478,951	5.4
営業外収益	1	102,225		
営業外収益計			102,225	1.2
営業外費用	2	27,734		
営業外費用計			27,734	0.3
経常損失			404,460	4.5
税引前中間純損失			404,460	4.5
法人税、住民税及び事業税			260,939	3.0
法人税等調整額			206,290	2.3
中間純損失			459,109	5.2

## 重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 為替差益 69,443
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 投資有価証券売却損 27,733

## （リース取引関係）

第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	635,819 千円
1年超	2,040,376 千円
合計	2,676,195 千円

## （金融商品関係）

第27期中間会計期間末（平成28年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,094,984	10,094,984	-
(2) 未収委託者報酬	2,145,846	2,145,846	-
(3) 未収収益	1,539,462	1,539,462	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,395,000	4,395,000	-
(5) 投資有価証券	431,529	431,529	-
(6) 敷金保証金	567,845	571,269	3,424
資産計	19,174,668	19,178,092	3,424
(1) 未払手数料	1,018,265	1,018,265	-
(2) その他未払金	772,093	772,093	-
(3) 未払費用	700,422	700,422	-
(4) 長期未払金	257,957	259,647	1,689
負債計	2,748,740	2,750,429	1,689

## （注）1．金融商品の時価算定方法

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

## (6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



## (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## (注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第27期中間会計期間末（平成28年9月30日）

## 1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## 2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	431,529	466,620	35,090
合計		431,529	466,620	35,090

(セグメント情報等)

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第27期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

## 1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,230,257	2,908,954	444,231	231,585	8,815,029

## 2. 地域ごとの情報

## 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
6,606,359	2,208,670	8,815,029

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (1株当たり情報)

第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	269,000円48銭
1株当たり中間純損失金額	8,159円77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	459,109千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	459,109千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## (1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成28年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	いよぎん証券株式会社	3,000百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
5	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	同 上
6	株式会社伊予銀行	20,948百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
7	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	同 上
8	株式会社香川銀行*	12,014百万円	同 上
9	株式会社京都銀行*	42,103百万円	同 上
10	株式会社群馬銀行	48,652百万円	同 上
11	株式会社ジャパネット銀行	37,250百万円	同 上

12	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同 上
13	株式会社長崎銀行*	6,121百万円	同 上
14	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
15	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同 上
16	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同 上
17	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	同 上
18	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

\* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

(3) 当ファンドの運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
J P モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

(4) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
1	J . P . モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。
2	J P モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	同 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国毎月決算ファンドの平成28年9月13日から平成29年3月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国毎月決算ファンドの平成29年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月9日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。